

# ○集合住宅等の各戸検針及び徴収に関する取扱要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、大府市水道事業給水条例（平成10年大府市条例第2号。以下「給水条例」という。）第28条の規定に基づく集合住宅等における使用水量の各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関し必要な事項を定め、その適正な施行を確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 用水設備 タンク式給水における受水タンク以下の設備をいう。
- (2) 集合住宅等 中高層住宅及び中高層店舗併用住宅をいう。
- (3) 各戸 集合住宅等で独立して用いられる居宅等（共用栓等設置場所を含む。）をいう。
- (4) 各戸検針 各戸ごとに使用水量を検針することをいう。
- (5) 水道料金等 水道料金及び下水道使用料をいう。
- (6) 各戸徴収 各戸ごとに水道料金等を徴収することをいう。
- (7) 各戸メータ 各戸に設置する水道メータをいう。
- (8) 契約 集合住宅等の各戸検針、徴収の実施等に関し、市水道事業と締結する契約をいう。
- (9) 住宅管理人 用水設備の使用に関する事項を処理させるため、各戸検針及び各戸徴収の取扱いを受けようとする者（以下「申込者」という。）が選定した者をいう。
- (10) 所有者等 所有者及び住宅管理人をいう。
- (11) 水道使用者 契約に基づき給水申込する各戸の水道利用者をいう。
- (12) 親メータ 用水設備の前に水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）が設置する水道メータをいう。
- (13) 差水量 各戸の使用水量の総和が、親メータの使用水量より少ないときの水量差をいう。

## (取扱条件)

第3条 集合住宅等において各戸検針及び各戸徴収の取扱いをするのは、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 3階建以上の集合住宅等であること。
- (2) 各戸メータは、計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づくもので、市長の指定する集中検針方式による遠隔指示式メータであること。
- (3) その他市長が定める事項を具備したものであること。

## (申込手続)

第4条 申込者は、集合住宅等の各戸検針・徴収申込書（第1号様式）に市長が別に定める関係資料を添えて、事前に申し込まなければならない。

2 市長は、前項に規定する申込みがあったときは、これを審査し、必要に応じて申込者に対し、適当な措置を指示することができる。

(用水設備の設置工事等)

第5条 用水設備の設置、維持管理等の工事は、市長が別に定める基準に基づいて施行しなければならない。

2 申込者は、前項の工事が完了したときは、集中検針遠隔装置工事完了届（第2号様式）を市長に提出し、市長の検査を受けなければならない。

(住宅管理人の選定)

第6条 申込者は、用水設備の使用に関する事項を処理させるため住宅管理人を選定し、住宅管理人選定届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の住宅管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(契約)

第7条 市長は、第5条第2項の工事完了検査後に申込者又は住宅管理人（以下「申込者等」という。）と契約を締結するものとする。

2 市長は、入居者が各戸検針及び各戸徴収を承諾しないときは、前項の契約の締結を留保することができる。

3 申込者等に変更があった場合は、新たな契約を締結しなければならない。

(用水設備の維持管理等)

第8条 申込者等は、善良な市長の注意をもって市長が別に定める基準に基づき、用水設備の維持管理、事故発生時における対策、修繕工事を行う者の指定その他具体的な対策を行わなければならない。

(費用の負担)

第9条 用水設備の設置、改良、更新、維持管理等に要する一切の費用は、申込者等の負担とする。

(申込者等の責務)

第10条 申込者等は、水道に関する一切の法令、市の条例等を遵守するよう入居者に周知徹底しなければならない。

2 申込者等は、水道使用者に対して市長が行う水道料金口座振替制度利用の勧奨に協力しなければならない。

3 申込者等は、用水設備の維持管理を行わせるため維持管理業者を選定又は変更したときは、水道使用者に周知しなければならない。

4 申込者等は、水道料金等の滞納整理に係る市水道事業職員が行う書類の閲覧、事情聴取等に応じなければならない。

(住宅管理人の責務)

第11条 住宅管理人は、次条第3項第1号又は第2号による届出後、止水栓の開栓又は閉栓をしなければならない。

2 住宅管理人は、市長が水道料金等の滞納者に対し給水停止又は給水停止を解除する場合においては、立会し、及び止水栓の開栓又は閉栓をしなければならない。

3 住宅管理人は、入居者又は水道使用者が用水設備を不正使用しているときは、止水栓の開栓等適切な措置を講じなければならない。

4 住宅管理人は、市水道事業との取次事務をしなければならない。

(届出)

第12条 申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 住宅管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (2) 契約を解除したいとき。

2 所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 用水設備の増設、改造等を行うとき。
- (2) 各戸メータを修理又は取替したとき。
- (3) 市長の指示による用水設備の点検を完了したとき。

3 住宅管理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号（第5号及び第6号を除く。）に定める様式により、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 入居者から給水の申込みの申し出を受けたとき。 水道使用開始申込・中止届出書（大府市水道事業給水条例施行規程（令和4年大府市上下水道事業規程第2号。以下「規程」という。）第7号様式）
- (2) 水道使用者から水道の使用中止の申し出を受けたとき。 水道使用開始申込・中止届出書（規程第7号様式）
- (3) 水道使用者から住所又は氏名の変更の申し出を受けたとき及び水道使用者から水道の使用に関し権利義務の承継の申し出を受けたとき。 水道使用者変更届（規程第13号様式）
- (4) 受水槽等の清掃を計画及び完了したとき。 受水槽等の清掃届（第5号様式）
- (5) 用水設備の定期点検を計画及び完了したとき。
- (6) 契約を解除したいとき。

（料金の徴収）

第13条 次の各号のいずれかに該当する水道料金等は、申込者等から徴収する。

- (1) 受水槽又は高架水槽の清掃に使用した水量があるとき。
- (2) 閉栓中の各戸メータが使用水量を示したとき。
- (3) 親メータの使用水量の10パーセントを超える差水量があるとき。ただし、第1号に規定する水量により超えた場合を除く。
- (4) 申込者等の故意又は過失による差水量があるとき。
- (5) 契約解除するときに差水量があるとき。

（料金の算定）

第14条 前条（第2号を除く。）の水道料金等は、給水条例第27条別表第2専用の項料金の欄に規定する最高単価を適用する。

（使用水量の計量）

第15条 親メータの使用水量の計量は、給水条例第25条の規定に準じて行う。

（使用水量の認定）

第16条 市長は、親メータ又は各戸メータの異常等で使用水量が不明のときは、給水条例第26条の規定に準じて使用水量を認定する。

- 2 受水槽又は高架水槽の清掃に使用した水量は、その水槽容積より算定した水量とする。
- 3 申込者等に故意又は過失があったときの差水量は、その全水量とする。

4 契約解除のときの差水量は、その全水量とする。

(料金の軽減又は免除)

第17条 各戸メータにより算定された料金等のうち水道料金については、給水条例第36条及び関連要綱に該当する場合に軽減又は免除する。

(差水量等の通知)

第18条 市長は、差水量が親メータの使用水量の10パーセントを超えた場合は、申込者等に対して親メータ及び各戸メータの使用水量を集合住宅等の使用水量通知書(第6号様式)により通知する。

2 市長は、各戸メータに異常があるときは、申込者等に対しその旨通知する。

(給水申込分担金細分禁止)

第19条 給水申込分担金は、親メータに対するものであり、各戸メータごとに細分できない。

(用水設備の検査等)

第20条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、用水設備を検査し、所有者等に対し適切な措置を指示することができる。

2 所有者等は、前項の市長の指示を履行しなければならない。

(契約の解除等)

第21条 市長は、申込者等がこの要綱及び契約の規定に違反した場合は、是正勧告をする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除し、契約解除通知書(第7号様式)により通知する。

(1) 申込者等が前項の是正勧告に応じないとき。

(2) 申込者等から契約解除の届出があったとき。

(市長の免責)

第22条 用水設備の設置、改良、更新、維持管理等について、所有者等、水道使用者その他の利害関係人の間に紛争が生じても、市長は一切の責任を負わない。

2 前条第2項の規定により契約を解除した場合において、所有者等、水道使用者その他の利害関係人に損害が生じても、市長は一切の責任を負わない。

附 則

この要綱は、昭和61年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。